特別養子制度の活性化をどうすべきか -時代の要求としての子どもの養護-

渡辺 義弘

目次

- I はじめに
- Ⅱ 特別養子制度の現代的背景
- 1. 制度創設時の時代背景の変遷
- 2. 特別養子制度を必要とする養親側の事情
- 3. 特別養子制度を必要とする養子側の事情
- Ⅲ 特別養子成立数低迷の原因
 - 1. 家庭裁判所の法解釈の厳格性
 - 2. 里親委託の現状
 - 3. 里親委託に限界のある原因
- IV 民間あっせん事業の健闘
 - 1. 法律並びに行政指導の現状
 - 2. 民間あっせんの実情
- V 特別養子制度の活性化策
 - 1. 時代の変化による法解釈の柔軟化と審理体制
 - 2. 児童相談所の特別養子縁組あっせんの増加策
 - 3. 民間あっせん事業の長所を生かす観点の必要性
- VI 結語

I はじめに

未成年者養子法の進歩的理念⁽¹⁾を現実化した特別養子制度の利用が低迷している。むしろ、27年前の制度立法当時より、現在の方がこれを求める時代背景がある。にもかかわらず、低迷する理由はどこにあるのだろうか。

特別養子制度は、著しく養育困難な環境に陥った原則6歳未満の乳幼児に対し、家裁審判により成立する国家宣言型の養子縁組制度⁽²⁾であり、実親子関係の断絶効果をともなう(民法817条の2、1項)。全国で年間約400件程度の同審判申立がある。しかし、公刊されている裁判例は極めて少ない。これらの裁判例は制度利用者に対して典型例としての教訓を示すのだろうか。筆者はたまたまこの審判申立代理人の体験をし、深く考えさせ

られた。これら乳幼児は、児童福祉法制による要保護児童にも該当する。本稿の目的は、 わが国の児童擁護の制度と政策に連動して、 特別養子制度利用の活性化のあり方を考察す るものである。

Ⅱ 特別養子制度の現代的背景

1. 制度創設時の時代背景の変遷

厚労省発表の「社会的養護の現状について (参考資料) 2014年3月」⁽³⁾(以下、厚労省資料という)によれば、全国の児童相談所における、子どもの虐待相談の件数は、施行の2年後の1990年の1101件から次第に上昇を重ね、最近の2012年には6万6701件に達している⁽⁴⁾。これは異常なことである。日本社会は2000年代後半以降大きく変容し、貧困と格差 が至るところで拡大していった。低賃金の非正規労働者の急増、雇用関係の流動化と並行し、家族やコミニュテイも急速に求心力を失ってきた(⑤)。その証左ともいうべき、子どもの生きる環境への歪みである。一方で少子化、晩婚化が進んできたことも公知の事実である。制度創設の動機として作用した菊田医師事件(⑥)当時と比較して、その時代背景としての社会情勢の変遷は著しい。

2. 特別養子縁組を必要とする養親側の事情

晩婚化とあわせて、ストレスが女性たちの 健康をむしばみ、子宮筋腫、子宮内膜症など の婦人病が増加の一途をたどっている。ま た、明らかにストレス基因と思われる男性不 妊も増加している⁽⁷⁾。「不妊治療は、出口の ないトンネルを進み続けるようなものだ」と もいわれる。不妊治療はかなりつらい治療 で、40歳すぎても排卵誘発剤を投与したり、 10年近くの間に20数回の人工授精を行うな ど、長年外来治療を重ねても、夫婦の10組に 2組は、最終的に子どもを手に入れることは 出来ない。夫婦がモルモットのように扱われ 心身ともに疲弊し、高額の治療費にいきずま り、長年の治療が重ねられず、泣く泣く治療 を断念する夫婦も少なくない(8)。このように 切実な悩みをもつ夫婦の中に、「生む経験 | が大切なのではなく、子どもを育てること自 体が喜びであるという内的な要求⁽⁹⁾を抱く 人々が発生している。少子化の流れにある時 代に、そのような人々にとって特別養子制度 の活用が望まれている。1997年に「養子と里 親を考える会 | が全国175個所の児童相談所 に対し行い、その内111個所から回答を得た (回答率63.4%) アンケート調査の次の結果 は示唆に富む。すなわち、1996年度新規登録 里親の81%が登録時に養子縁組を希望してい た。そして、その圧倒的多数が3歳までの子 どもを希望していた(10)。

特別養子制度の立法に関与した米倉明教授

の次の指摘が想起される。同制度の核心(11) こそ実親子関係の「断絶」にある。それは、 「実方の親族関係がいつのまにやら自然に消 滅するというようになまやさしいもの」では ない(12)。子どもの最善の利益の徹底追求の ためには、子どもが実親から財産的利益(相 続など)を受けるか否かなどは「二の次、三 の次の問題であって」、養親子関係の心理的 安定の確保こそが至上の観点である。この 「断絶」によってこそ、「養親がこの子を育て るのは自分しかないと決意をかためて養育に 全力をそそぐようになる |「『かわいく』 思っ て育てる気になれる(なる)」「腹をかためて 育てる気になれる(なる)|「『かわいく』思 うからこそ本気で育て、本気で育てるからこ そ養育の実があがる」。「或る人が不遇の子を 育てたいというとき、そしてそういう意図は 歓迎すべきことだというのであれば、その人 がやってみる気になった、やってよかった、 やりやすくもあった、といえる制度が提供さ れるべきである」(13)。「養親もエゴがある(た とえば末はよく面倒をみてもらおうと思う) からこそ養育に熱がはいろうというものであ る。それがまた養育の成果を挙げることにな る |(14)。子どもの健全な成長と養親のエゴと は両立するものであり(15)、米倉教授の以上 の指摘は、「人間の行動に対する洞察力」の 深さに立脚する。

3. 特別養子縁組を必要とする養子側の事情

厚労省資料によれば、保護者のいない児童、被虐待児など家庭環境上公的責任として社会的養護を必要とする対象児童は、約4万6000人(2013年3月現在)(16)いる。上記「養子と里親を考える会」が行ったアンケート調査によれば(17)、回答児童数656人につき、養子縁組を前提に里親委託される子どもたちの父母との関係は、「婚姻関係なし」55%、「婚姻中・内縁」14%、「離婚・離別後」7%、「不明」21%であった。子どもについては、「婚

姻関係の出生子。認知されている子」は19%、「認知されていない婚外子」59%、「それらすら不明の子」22%であった。約80%が生母のみの養育責任の現状で養育困難をきたしていた。生母の年齢は「20代」37%(内、未婚60%)、「10代」20%(内、未婚92%)、養育出来ない理由は、養育困難、養育する気持がない、経済的理由、捨て子・の置き去り児の順となっている。以上が同調査結果による動向である。

中学生、高校生が、妊娠を親に言い出せないまま、又は気づかないまま中絶期間を過ぎ々と後を絶たない⁽¹⁸⁾。そのほか予期しない妊娠による苛酷な出産事例は、婚約者の裏切り、不倫相手との妊娠、養育の経済的いきずまり等もあり、レイプ被害、近親姦などもある⁽¹⁹⁾。これらの内、生母が養育できない子どもの、とりわけ乳幼児の時代に、特別養養を推進することは、長期のスバンで社会的養護の状況を、施設養護から、パーマネンシー(恒久性)をもつ家庭的養護⁽²⁰⁾に切り替えていく大きな原動力となりうる。

Ⅲ 特別養子成立数の低迷の原因

1. 家庭裁判所の法解釈の厳格性

1988年の特別養子制度の施行から既に27年に近い歳月が経過した。制度施行を待って待機していた過渡期の審判申立増の顕著な数年を経過し、1998年から審判申立数が400件台に落ち込むとともに、翌1999年からは申立認容審判による特別養子縁組成立件数は300件台に低迷している(21)。

その原因の一つは、養親側、子どもの側に それぞれ時代の大きな波が切実に流れている にもかかわらず、実親子関係の「断絶」を慎 重に判断する制度成立時の立法担当者の要件 解釈を、厳格に運用し続けてる⁽²²⁾家裁の姿 勢にある。施設に要保護児を預けることには

同意しても、里親委託ですら難色を示す⁽²³⁾ 実親がかなりある中で、民法817条の6所定 の「父母の同意」要件を厳格に適用すれば、 児童相談所は、確実にこの要件をクリアでき る少数の事案しか、特別養子縁組申立をあっ せんしなくなるのは自明である。そして、筆 者の最近の経験でも、この要件をクリアして おり、筆者の目からみても養親となる者とし ての適格性自体に問題のない、対象子(1歳) と親和関係にある里親夫婦が家裁に申し立て た事案につき、家裁の惨い対応があることを 知り得た。その事案では担当家裁調査官が、 裁判官の意向を示唆し、結果的に、申立前か ら通算して約1年もの試験養育が存在した段 階で、申立の取り下げを勧告し、申立人らは 泣く泣くこれに応じたという。その取り下げ の勧告にあたって、担当家裁調査官は「再 度、申立てをしてもどうなるかわからない。 子どもが15歳に達した後に、その子と普通養 子縁組をし、家裁の許可を得ればよい」と説 得したそうである。そもそも、子どもにとっ て、思春期の15歳までにこそ、特別養子縁組 が求められる。不安定な法的関係で10年以上 先のことなど闇の中にある。申立人らの条件 が子どもの監護に適格であったからこそ、里 親委託がなされたはずである。もはや1年以 上の親和的里親子関係の現状で里親変更など 想定外である。筆者は弁護士として、申立人 らからこの事案の申立を受任し、上記取り下 げから約半年の経過後、同一事案につき、特 別養子縁組審判を求める再申立をした。そし て、筆者は児童相談所を訪問し担当職員とそ の上司に会見し、再申立の事情説明している 中で、たまたま筆者が、前の申立を担当した 裁判官も家裁調査官も書記官も全員が転勤 で、新たな担当者に変わったことを発言した とたん、それまでの児童相談所職員らの沈鬱 な表情が180度明るい表情に輝き変わったの を見た。少なくとも筆者はそう感じた。児童 相談所の職員らも裁判所の姿勢に心痛があっ

たのだと思った。案の定、その再申立は、新 たな担当裁判官の下で順調に審理され、数か 月後に認容審判がなされ確定した。養親と なった依頼人が、子どもの名前を新たに付け 直す名の変更審判申立も認容され、現在、特 別養子制度による安定した親子関係を営んで いる。このように担当裁判官、担当家裁調査 官の考え方や熱意にばらつきがあり、制度の あり方の深い理解が家裁関係者に浸透してい くべき課題がある。

このような現状のなかで、①実母がの民法817条の6の同意を撤回しても、その同意の撤回を権利の濫用として同条の6但書の事由を認めた福岡高裁平成3年12月27日決定(家月45巻6号62頁)、②実母が民法817条の6の同意を撤回しても、同条の6但書の事由を認めた長野家裁松本支部平成14年9月27日審判(家月55巻6号112頁)(24)、③実父が同条の6の同意を終始しなくても、その不同意は同意権の濫用であることを認めた青森家裁五所川原支部平成21年5月21日審判(家月62巻2号137頁)、の判示はあるものの、これらの法理は、まだ潮流として一般化するほどには至っていない(25)。

2. 里親委託の現状

特別養子制度における養親の給源の圧倒的多数は児童福祉法(以下、児福法という))6条の4、1項および省令で定める「養子縁組里親」である。児福法と省令による「里親」は4種に分類される。その内、「専門里親」(被虐待児、非行児などを対象とする)と「親族里親」(対象児の一定の範囲の親族がなる)を除く「養育里親」と「養子縁組里親」の相違は次の点にある。両者の最大の相違は、前者は次の点にある。両者の最大の相違は、前者があくまで、対象児の18歳未満までのボランティアに徹するのに対し、後者はパーマネンシー(恒久性)を持つ法的義務ある「養親」となることの希望者に限られる。対象児が委託された場合、公的に現時点で、前者には里

親手当月額7万2000円(委託児2人目以降に は3万6000円の加算)と一般生活費月額(乳 児は5万4980円、乳児以外は4万7680円)が 支給されるのに対し、後者には上記の一般生 活費のみが支給される(26)。前者の希望者は 研修が義務であるのに対し、後者の希望者の 研修参加は任意である。特別養子制度の対象 子は、「父母による監護が著しく困難又は不 適当 | 等(民法817条の7)の、原則6歳未 満(同条の5)の乳幼児である。児福法によ り里親委託の対象となる「要保護児童」は 「保護者のない児童又は保護者に監護させる ことが不適当と認められる児童」である。し たがって、対象が乳幼児である限り、民法の 特別養子制度は、児福法による児童擁護政策 と連動する位置づけを担っている。そして、 このような乳幼児の養護におけるパーマネン シーにおいて、特別養子縁組成立は究極の救 済策ともいえる。新規登録里親のうち約81% が養子縁組を希望しているというアンケート のデータもある⁽²⁷⁾。里親委託児童数は、2013 年3月から過去10年で、2.55倍に増えている とはいえ、乳児院委託。児童養護施設各委託 児童数が減っているわけではなく(同年10月 から過去10年で、前者は1.06倍、後者は1.2 倍に微増)⁽²⁸⁾、乳児院・児童養護施設各委託 児童数総計の約17%程度をを占めるにすぎな 11

3. 里親委託に限界がある原因

第1に、里親側の事情がある。1988年以降、 里親の認定条件が次第に緩和され、今や里親 になる条件はわずかしかない(大阪市で、主 な条件として、①年齢60歳まで、②家の大き さ最低3部屋以上として募集された例もある といわれる)⁽²⁹⁾。しかし、里親登録数は多く ても、現実の委託児童数は少ない。里親登録 簿が更新され続けると、もはや実際に受託す る気のない者もいることになる。また、里親 の希望条件(性別、年齢、養子縁組可能性な ど)に合わなければ受託されない⁽³⁰⁾。2013 年10月現在、重複登録があるものの、養育里 親登録数7505世帯に対し委託里親数2763世帯 (委託児童数3498人)、養子縁組里親登録数 2445世帯に対し委託里親数218世帯(委託児 童数213人)との統計が出ている。その統計 で、すべての家庭環境上養護を必要とする対 象児童数は約4万6000人と把握されている⁽³¹⁾。

第2に生みの親側の事情がある。現実には 乳児院、児童養護施設による養育は後記のと おり子どもにとっては、成人後の影響も含め 苛酷な現実があるにもかかわらず、生みの親 は、これらの施設に委託することには同意し ても、里親委託には難色を示し、同意しない ことが多い。子どもとのつながりを断つとの 不安を持つ⁽³²⁾。

第3に乳児院、児童養護施設側の事情があ る。公立の施設の定員数は下降線をたどって いる。85%の児童養護施設は民間の社会福祉 法人、財団法人などである。公立施設です ら、指定管理による民間委託となる傾向にあ る⁽³³⁾。ちなみに2002年段階で、公立児童養 護施設の定員数は2994人であるのに対し、民 間児童養護施設在籍数は2万5272人、施設在 籍児童の全体数はその後、2007年には3万 0846人となっている⁽³⁴⁾。在籍児1人当たり の公的委託費は里親委託の公的支出金よりは るかに高額(例えば、2012年度にて、定員45 人の児童養護施設の場合、対象児1人当り月 額約27万円(35)) である。公共的ビジネスで ある民間施設経営者は、財政基盤確保のた め、委託児童数を常に必要とする。民間施設 側には、収入源となる限り、なるべく多くの 子どもを、できるだけ長く施設に留まらせ定 員を確保しつづけようとする強い動機が働 ζ⁽³⁶⁾₀

第4に児童相談所側の事情がある。少ない 担当職員で他に過剰な仕事量に追われる児童 相談所は、里親委託や養子縁組あっせんに要 する時間と労力は重い負担である。職員の里 親への個別訪問の回数は複数回ある。訪問には時間がかかる⁽³⁷⁾。委託の経過が思わしくなければ心に傷を負った子どもへの対策も必要になる。児童相談所側が、これらの負担を軽減するには、子どもとの接触を年に一度の施設訪問に限定したり、監督義務は同施設からの報告書に依存することで対処した方が省力化できる。それは、施設側の経営上の定員確保要求に協調する途を選択することでもある⁽³⁸⁾。また、児童相談所は生みの親とのトラブルにも警戒する。生みの親が里親委託や ラブルにも警戒する。生みの親が里親委託や 養子縁組あっせんを許否すれば、これらの話題をもちかけることには積極的にはなりえないであろう⁽³⁹⁾。

以上の各事情が複合的に働くことが、里親 委託の限界となり、ひいては特別養子の養親 の給源を細らせ、児童相談所のあっせんによ る特別養子成立数の低迷の原因となっている と解される。

Ⅳ. 民間あっせん事業(40)の健闘

1. 法律並びに行政指導の現状

何びとも営利を目的として児福法の対象子 (18歳未満の者) の養子縁組あっせん行為を 行うことは児福法34条1項8号により禁止さ れる(違反は、児福法60条2項により、3年 以下の懲役もしくは100万円以下の罰金)。民 間の、養子縁組あっせん事業を行う者は社会 福祉法2条3項2号、同法69条1項により都 道府県知事に第2種社会福祉事業としての所 定の届出をしなければならない。また、その 者は第2種社会福祉事業としての規制に服す る。都道府県知事等は、その者に対し、同法 70条により調査ができ、同法72条により必要 な場合には事業の停止命令等を行える。同命 令等に従わない事業者には同法131条1項に よる罰則(6月以下の懲役又は50万円以下の 罰金)がある。

平成26年5月1日雇児発0501第3号厚労省

雇用均等・児童家庭局長通知「養子縁組あっ せん事業の指導について」が地方自治体首長 あてに通知されている。同通知は、①同あっ せん事業は社会福祉法人等により行われるこ とが望ましく、任意団体、個人等には社会福 祉法人等として事業を行うよう指導するこ と、②同あっせんを行う社会福祉法人の認可 にあたっては、社会福祉士又は児童福祉司と なる資格ある専任ケースワーカーを2名以上 置いていることを確認すること、③子どもの 権利条約21条(b)により国際養子縁組は、 日本国内の里親委託、養子縁組ができない場 合の劣後的手段であることを指導すること 等々を明らかにしている。平成26年5月1日 雇児福発0501第5号厚労省雇用均等・児童家 庭局家庭福祉課長通知「養子縁組あっせん事 業を行う者が養子の養育を希望する者等から 受け取る金品にか係る指導等について一が地 方自治体の民生主幹部 (局) 長あてに通知さ れている。同通知は、①同あっせん事業を行 う者は「実費又はそれ以下の額 | 以外の金品 を、いかなる名称であっても上記希望者等か ら受領できないこと、②上記希望者等から同 事業を行う者への寄付金は任意の者に限ら れ、同あっせんの条件として寄付金の受領及 び約束をしてはならないこと等を、留意し指 導すること指摘し、上記①について「実費」 の内容の基準をを詳細に明らかにしている。

2. 民間あっせんの実情

民間あっせんの実態、とりわけ子どもが日本から出国し、他国法の手続により養子縁組される場合の、民間あっせんの実態は、不透明で「野放し」ともいわれている(41)。しかし、第2種社会福祉事業として届出された団体、個人による18歳未満の子どもを対象とする民間あっせんの実態はかなり透明性をもってきている。厚労省家庭福祉課の調査により次の事実が明らかにされた。上記届出のなされた団体、個人の計15事業者のあっせんによ

り、2011年度には136人の上記対象子について養子縁組が成立している⁽⁴²⁾。同15事業者のあっせんにより、2012年度に成立した同対象子についての養子縁組成立数は116件であり、内訳は特別養子が115件、普通養子が1件・養親の国内居住が102件、国外居住が14件である⁽⁴³⁾。一方、児童相談所自身のあっせんも含めて、同対象子につき2012年度に養子縁組が成立したことにより行われた措置解除数は306人である⁽⁴⁴⁾。そして2012年度のデータは、民間あっせんは、乳幼児(6歳未満)の特別養子縁組がほとんどであり、国内養親へのあっせんが9割弱であることを示している。民間あっせんの健闘が伺える⁽⁴⁵⁾。

民間あっせん事業者の手法にはそれぞれの個性がある。イギリスの政治学者ピーター・ヘイズ博士と研究者土生としえ博士の優れた業績としての共著『日本の養子縁組 - 社会的養護施策の位置づけと展望』(津崎哲雄監訳、土生としえ訳、明石書店、2011年、原著は2006年)は日本の民間あっせんの典型類型を分析し、実態をリアルに紹介している。以下、同著に依拠しつつ、類型を整理してみる。

(1) 第1は、児童相談所と協力しつつ、地 方自治体との事業委託契約に基づき、縁組完 了前のオープン性をもったあっせん事業を行 う類型である。公益社団法人家庭養護促進協 会大阪事務所(1961年度事業開始)、同法人 家庭養護促准協会神戸事務所(同年度事業開 始)(46)がこれに該当する。それぞれ児童相談 所から紹介される年間約50人、40人余程度の 子どもについて養子縁組のあっせんを行う(47)。 厚労省家庭福祉課の上記調査によれば、2012 年度の特別養子成立件数は、前者が13件、後 者が6件であり、普通養子縁組は両者ともに ゼロである(48)。児童相談所のあっせんとの 相違は、児童相談所のあっせんが、順序とし て、当該子どもにふさわしい養親の候補者を 選択するのに対し、上記両事務所のあっせん は、順序として、対象の子どもを、毎週、特 定の全国新聞地方版又は地元新聞に掲載し、もしくはラジオで放送し(各紹介の内容は配慮されている)紹介する。そして、同各事務所は、この紹介に対し、連絡してくる養親希望の夫婦(ほとんどが里親登録済み)に、同様の他の希望者と競わせ、育てたいと思う子どもの選択を可能とする(49)。養親希望者の研修、グループ面接、個別面接、を通じて評価し、マッチングと家庭訪問調査に合格した養親候補者には、当該の子どもにつき、児童相談所の里親委託措置がとられる(50)。このようなオープン性の特色がある。

(2) 第2は、妊娠中の女性、新生児の母、 少し月齢のいった母の救済を第一義として力 を注ぐ特色をもつ類型である。東京都に所在 する特定非営利活動法人環の会(1991年度事 業開始)(51)がこれに該当する。同会の2008年 7月の公表によれば、対象とした子どもの年 齢は、0歳から1歳未満が85.6%、1歳から 2歳未満が11%で、全体の96.6%が2歳未満 の乳幼児である(52)。また、厚労省家庭福祉 課の上記調査によれば、2012年度の同会の あっせんによる特別養子成立件数は11件で、 普通養子縁組はゼロである(53)。同会は、妊 娠中も含む生母からの子育ての相談の話し合 いの中で、一つの選択肢(それを勧めるわけ ではない)として養子縁組を提示する。そし て、次のように生母の意向を尊重する(54)。 養親を選ぶ際には、どのようなタイプの養親 を望むか、あくまで生母の意向を尊重する。 そして同会の養親候補者の中から、養親候補 を選出する。生母が出産後気持を変えても、 自分で育てるという気持を尊重し、一旦同候 補者に渡した子どもを生母のもとに返還させ ることもある。生母が望むのであれば、縁組 後の子どもとの間接的交流の調整にも努力す る。同会のあっせん子は、同希望者の中で最 も人気のある乳児が大部分である。同会は マッチング、縁組の意思決定を行う過程で養 親希望者からの希望を受け入れない(55)。同 希望者は、子どもと対面する前に、子どもに ついての情報がほとんど何も与えられていな い段階で子育て開始の確約を求められ る(56)。同会は同希望者夫婦のいずれか一方 が家にいて、子育てに専念できることを条件 としている。また、同会は子どもが乳児をや 児童養護施設で、長期間ケアされることを 児童養護施設で、原則として、養親は、日本 人夫婦のみを対象とする(57)。児童相談所の あっせんとの共通点は同会が子どものために 養親を選ぶ点にあっても、児童相談所の場合 との最大の相違点は養親希望者に子どもの選 択を認めない点にあろう。

(3) 第3は、医師が養子縁組あっせん活動 に取り組む類型である。任意団体である岡山 県ベビー救済協会 (1992年度事業開始) ⁽⁵⁸⁾、 埼玉県の個人鮫島浩二医師(1989年度事業開 始)⁽⁵⁹⁾などがこの類型に該当する。ちなみに 厚労省家庭福祉課の上記調査によれば、2012 年度の同協会のあっせんによる特別養子成立 件数は2件、鮫島医師のあっせんによる特別 養子成立件数は5件であり、普通養子縁組 は、両者ともにゼロである(60)。鮫島医師の 著書『その子を、ください』(アスペクト、 2006年) は、同医師が2006年までの17年間に 27組の特別養子縁組の仲介をした経験を述 べ、感動的である。産婦人科医は、長期の不 妊治療により精神的、経済的にいきずまる夫 婦に接し、一方で予期しない妊娠による中学 生、高校生を含む出産をひかえ、誕生する子 どもの養育困難な女性に接する。同医師は、 これらの人々の悩みを受け、生まれたばかり の子どもの特別養子縁組成立のため尽力して きた。同医師は、時間の余裕がある場合は、 養親候補となる夫婦にあらかじめ児童相談所 に里親登録をしてもらい、子どもとの適合を 見てあっせんする(61)。時には出産の後遺症 が子どもに残っても覚悟するという夫婦もい る⁽⁶²⁾。子どもは同居人(児福法30条)とし て対処する(63)。

ヘイズ博士・土生博士は、「ある医師会 | のあっせん活動を上記著書で紹介している(64)。 この医師会には日本全国の医師会所属の医師 から縁組希望の生母の名前、医師会の医師か ら養親希望者の名前が、事務局に寄せられて くる(65)。なお、この医師会の場合、妊婦が 子どもを養子縁組して手放したいと希望する と、子どもが誕生する場合、すぐに子どもを 放棄することに同意することを生母に求める 「契約」を手段としている点には問題があり、 その他の方針は合法的であると両博士は解し ている⁽⁶⁶⁾。次の点に個性がある⁽⁶⁷⁾。養親希 望者には、会長が面接し適格性を判断する。 選考過程は異常に短く、選考条件は、①年収 500万円以上、②教育レベルが十分、③不妊 治療の中止、④年齢は40歳を下限、など個性 的である。判定された適格者には、事務局長 が、養子に対する希望について面談する。対 象の子どもの数は養親候補者の数よりもはる かに多く、適格とされた養親希望者かなりの 選択の余地がある。同希望者は特定の子ども と縁組に至ることを合意すると生後2日から 3日の子どもと対面し、自宅につれて帰る。 そして正式な法手続を家裁の手続にしたがっ て行う。この医師会の場合、養子縁組にいた るまでの費用として、80万円から100万円を 要するとされる。私的活動機関として、この 医師会の手法は養親希望者が高度に「選り好 みしするマッチングに特徴がある。しかし、 子どもが公的な児童福祉制度を利用しないこ とにより、国や地方自治体の支出費用を節約 出来ることと、子どもが最初から養育家庭に 引き取られるので、子どもにとってリスクを 伴う施設養護を回避できることに利点がある という見方もありうる(68)。

(4) 第4は目立たないように活動している宗教系のあっせん団体の類型である。ヘイズ、土生両博士が紹介する「在日アメリカ系宣教師によって組織された」仮称A会⁽⁶⁹⁾などがこの類型に該当する。A会の個性は次の

点にある⁽⁷⁰⁾。A会は月に1ケースぐらいの割合で子どもをあっせんしていて、そのあっせん先はキリスト教徒の家庭であり、日本人キリスト教徒の家庭を最優先している。

A会は養親希望者の職業を吟味し低収入家 庭からの申込みは断る。A会は養親希望者に 対し綿密な面接調査をし、養親希望者の費用 で有資格ソーシャルワーカーに家庭調査を依 頼し、広範囲の詳細なレポートを作成しても らう。これは後に家裁に提出される。但し、 両博士は、A会の自律性は裁判所との摩擦を 招く次の3つの原因があると指摘している(71)。 ①典型的なケースの場合、A会は生母が妊娠 中に事案にかかわり、たいてい子どもの生後 36時間から72時間の間に、生母は養子縁組を 中止しない旨を書面で宣誓し、A会と生母は 書面合意をする。これは法的には無効であ る。②A会は日本の家裁を故意に避け、国 際養子縁組をすることもある。A会の代表が 生母に代わってパスポートを取得することを 許可する署名を生母から取り、取得したパス ポートと生母の宣誓書、子どもを育てること のできる者が誰もいないことを証明する書類 をアメリカ大使館に提出しビザを発行しても らう。養親希望者がアメリカに在住している 場合、子どもは運び手といっしょに渡航し、 アメリカで養子縁組の手続を完了する。③生 母がA会に養子縁組のために子どもを預け 名前も住所も告げずいなくなる場合、生みの 親がともに知れないことを理由に日本国籍を 取得させることが可能となる。この場合有効 なビザをもたない東南アジアなどの強制送還 を恐れている独身の外国人女性が預けたとす れば、その子どもを世話しているA会は、 その子どもに日本国籍を取得させ養子縁組を 容易にしうる立場にある。

(5) 以上の民間あっせん機関の類型を、ヘイズ、土生両博士は、①特別養子縁組成立を、秘密裏なものに明確に取って代わる方法の成立の機会と把握する機関と、秘密裏なも

のになるべく近づけて把握する機関、②契約 モデルを使用している機関と、そうでない機 関、③国際養子縁組を行っている機関と、そ うでない機関、の各分化、分裂として総括し ており⁽⁷²⁾、きわめて示唆に富む。

V 特別養子制度の活性化策

1. 時代の変化による法解釈の柔軟化と審理 体制

第1に民法817条6但書の「その他養子と なるものの利益を著しく害する事由し、同条 の7の「その他特別の事情がある場合」「子 の利益のために特に必要があると認めると き は総合判断型一般条項であるため、本来 はその器に時代の要請を盛り込むことができ ると考える。原田綾子博士は、上記「その他 養子となるものの利益を著しく害する事由」 とは、「父母が子を虐待又は遺棄したわけで はないが、父母によって子の利益が著しく害 され、父母がもはや子の利益に適合する形で 監護できるようになる見込がない | 場合を意 味すると把握することを提案される(73)。民 法817条6本文の「父母の同意 | 要件につき、 権利濫用法理に頼らない解釈であり注目され る。また、権利濫用法理を積極的に適用し、 同意権の濫用と、同意撤回権の濫用との類型 につき、それぞれの中身につき、濫用の有無 を分ける限界を明らかにすべく、審判の理由 中で踏み込んでいく運用も考えられる。いず れにしても解釈論の次元では限界がある。そ うであっても、制度の活性化のためには、解 釈による器の中身を用意することも必要であ る。

第2に、制度施行後の20年間を見ただけでも、特別養子縁組申立件数1万4373件中の内、公刊されている裁判例は38件しか無い。公刊率は0.26%に過ぎない⁽⁷⁴⁾。しかも、この中から、制度施行後のの過渡期に多く集中した転換養子や連れ子養子についての事案についての公刊裁判例を除くと、残った公刊裁

判例の事案は、もつれにもつれた極めてレアケースの事案といわざるをえない。筆者が事件に取り組む中で見聞した体験では、レアケースの公刊裁判例のような事案とは異なり、大部分の申立は約1年以内に順調に解決していると伺われた。したがって問題は、家裁に対する特別養子縁組申立件数をいかにして増大させるかにこの制度の活性化がかかっているといえると考える。その場合、増大した件数を充実して迅速に審理しうる家裁のスタッフの充実と熟練こそが課題となるであろう。

2. 児童相談所の特別養子縁組あっせんの増加策

(1) 厚労省による「里親委託ガイドライン」の策定

特別養子縁組のあっせん機関として児童相 談所が中核の位置を占めるのは言うまでもな い。そして、里親委託率を拡大し、里親の中 でも養子縁組里親数を拡大し、さらに6歳未 満の乳幼児の特別養子縁組希望里親数を拡大 することが、特別養子制度の長所を発揮させ る途である。かねてより厚労省は児童相談所 による要保護児童の社会的養護として、里親 委託率の増大に取り組んできた。2010年1月 に閣議決定された「子ども・子育てビジョ ン | は里親等委託率を2014年までに16%とす る数値目標を掲げた。しかし行政は、養子縁 組里親につき養子縁組が成立すると里親委託 措置が解除されてしまうので、里親委託率の 上昇に寄与しないとの思惑から、それほど熱 意を示していなかった⁽⁷⁵⁾。その後、国連子 どもの権利委員会の動きも踏まえ、厚労省は 2011年「里親委託ガイドライン」(以下、ガ イドラインという)を策定し、平成23年3月 30日 雇児発0330第9号厚労省雇用児童家庭 局長通知として各地方自治体あてに通知し た(76)。ガイドラインは説得力をもって、「里 親委託優先の原則」を打ち出した。ちなみに

ガイドラインは、対象児を「児童」と表現せ ず、「子ども」と表現するなどの表現上の柔 軟性に加え、この原則を「現状においては社 会的養護を必要とする子どもの9割は、施設 養護となっており、里親委託率…の引き上げ が必要である | 「社会的養護のすべての子ど もの代替的養護は、家庭的養護が望ましく、 里親委託を優先して検討することを原則とす べきである」と明示した。ガイドラインは、 その理由を次のとおり述べた。すなわち、里 親委託には、子どもの成長と発達にとって 「①特定の大人との愛着関係の下で養育され ることにより、自己の存在を受け入れられて いるという安心感の中で、自己肯定感を育む とともに、人との関係において不可欠な基本 的信頼感を獲得することができる、②里親家 庭に置いて適切な家庭生活を体験する中で、 家族それぞれのライフサイクルにおけるあり ようを学び、将来家庭生活を築く上でのモデ ルとすることが期待できる、③家庭生活の中 で人との適切な関係の取り方を学んだり、身 近な地域社会の中で必要な社会性を養うとと もに、豊かな生活経験を通じて生活技術を獲 得することができる」という効果があると述 べた。そしてその里親が養子縁組里親である とき、特別養子縁組成立の民法所定の要件を 充足する場合には、これを「積極的に活用す る」ことをガイドラインは示した。養育里親 の場合は、子どもが18歳になれば、期限が到 来し委託措置は解除される。養子縁組里親の 場合は、養子縁組が成立すれば、子どもに パーマネンシーが実現できる。同じ養子縁組 であっても、乳幼児(6歳未満)で、要保護 性の高い子ども対しては、特別養子縁組が、 養親子関係の安定のために望ましいことはい うまでもない。

(2) 施設委託の弊害

児福法による「要保護児童」に対し都道府 県の採る養護のための代表的な措置が、乳児 院(1歳未満)、児童養護施設(2歳以上18

歳未満)などの施設委託と里親委託である (児福法27条1項3号)。既に述べたとおり前 者では、委託した子ども一人当たりの公的措 置費が、後者の里親に要する子ども一人当た りの公的支給金額より、はるかに高額であ り、一見、里親委託より施設委託の方が良い 環境に恵まれているように見える。しかし、 施設に委託された子どもは圧倒的に不利であ る。施設にいる子どもは特定の「親」(里親、 養親) の愛情を受け親密な関係を発展させる ことができない。世話人(職員)がくり返し 変わる。一人の職員は複数(時には10人もの 乳幼児)を同時に見ることになる。職員の勤 務は交代制である。8時間毎に「母親」役が 交代することにもなる。退勤する職員を後追 いする乳幼児の姿は日常茶飯事である。職員 は休みの日もあり、退職や転勤もある(77)。 施設では、管理に重きが置かれ、柔軟性の欠 けた日課が主眼となり、起床から消灯まで細 かいルールが決まっている。例えば、調理場 は衛生上立ち入れないため、料理や片付けの 手順も見られず、規則に従って生活し、か つ、プライバシーがない。このような環境で 18歳に達して社会に放出されたとき、その子 どもには家庭生活の中で教育されるべき「社 会で必要な基本的なことが身についていな い」。そのため、自律性が欠け、「人との距離 の取り方」が分からず人間関係が築きにくい 現象に、一人で苦しむ危険を負う⁽⁷⁸⁾。2016年 度末で、全国の児童養護施設に在籍した高校 卒業生1623人の進路は、大学進学者(短大、 高専も含む) 12.3%、専門学校等10.3%、就 職69.8%であり、同時期の全高卒者108万 8000人の、上記の順序での53.2%、23.7%、 16.9%、と比較しても、はるかに劣位に置か れている⁽⁷⁹⁾。しかも、就職後アパートに入 居して自立するにも、賃貸借契約の保証人に 苦労する現実に立ち向かうことになる。高卒 後の仕事の典型は低賃金、不安定なものとな りがちである(80)。社会への巣立ちの出発点 において大きなハンデイを負い、それが一生に影響する。しかし、2012年度末の統計で、「要保護児童」全体の内での施設委託率は85.2%(内訳、乳児院8.0%、児童養護施設77.2%)が里親委託率14.8%を大幅に上まわっていた(81)。

(3) 「愛知方式」—新生児特別養子縁組前 提委託方式—の登場

ガイドラインが「有用」と評価し取り入れ た里親委託の方法として、注目すべき方式が ある。ガイドラインは、里親委託の手順、検 討事項や留意点等を分説した5項の内に、 (7) の項目を設け、「未婚、若年出産など望 まない妊娠による出産で養育できない・養育 しないという保護者の意向が明確な場合に は、妊娠中からの相談や出産直後の相談に応 じ、出産した病院から直接里親の家庭に委託 する特別養子縁組を前提とした委託の方法が 有用である。」と明記した。この方法は、愛 知県の児童相談所職員が、愛知県産婦人科医 会の「赤ちゃん縁組無料相談」を参考に実践 の中でその効果を確かめ、いわば汗を流して 開発し、愛知県内(政令指定都市の名古屋市 を除く)の全児童相談所に広まり、今は名古 屋市でも取り組んでいるという長年の経験の 積み重ねによる独創的な方式で、「愛知方式」 と呼ばれている(82)。乳児が一旦、乳児院に 施設委託されると、そのまま2歳で児童養護 施設に移され、里親委託の機会もないまま18 歳に至る場合の深刻さは上記のとおりであ る。

「愛知方式」の先駆者ともいうべき矢満田 篤二氏(児童相談所の児童福祉司を経て日本 福祉大等の非常勤講師)は児童相談所の里親 委託を体験する中で、子どもの反応性愛着障 害(Reactive Attachment Disorder)の視点が 大切であることを知る⁽⁸³⁾。反応性愛着障害 はアメリカの社会福祉学と、精神科治療にお いて実証的に解明されたものである。ちなみ に、ヘネシー・澄子博士(元アジア太平洋人 精神保健センター所長)は、次のとおり述べ ている。①5歳までの親や代わりになる人と の関わりで発達するはずの脳の各所が未熟な 状態のままでいるために、同年配の子どもと 比較して感情面、行動面、思考面、人間関係、 身体面、道徳面・倫理観に、遅れや異常が はっきりすることが反応性愛着障害である(84)。 ②出産直後から3か月は母親と乳児の肉体の 絆が愛情の絆に成長していく大切な時期であ る。乳児は胎児の時に母親の声や心臓の音を 聞きながら育ち生後3か月はその音を憶えて いるといわれる。そして育つに従って母親の 臭い、笑顔、声、乳の味などが、胎内で聞い た心音や血流の音に代わりふたりの肉体の絆 が愛情の絆に育つ(85)。③乳児が生まれたと きに、その脳は、呼吸、心拍、食欲などをつ かさどる脳幹と、危険や不安を察知する扁桃 体だけが完全にできている。それ以後の脳の 発達は全部、世話をする人と環境が決める。 母親またはそれに代わる世話人がいないと、 脳幹での感覚が上手に調節できない。そのう え扁桃体が興奮しすぎて不安感だけが発達 し、大脳が十分に育たないことがある(86)。 ④反応性愛着障害の治療は、学童期よりは幼 児期、幼児期よりは乳児期というように早け れば早いほど治療効果が高く短時間で済む。 16歳までであれば80%の子どもが回復すると いわれる(87)。矢満田氏は、児童相談所にお ける実践の経験の中で次のように類型毎に特 徴があることを知る。①【赤ちゃん縁組型】 産院から新生児を養親希望者の家庭に引き取 られ養親希望者が名付け親となったケース で、養育許否の表明と施設などに保護するよ うになった相談例を、愛知県の児童相談所で は、過去から現在まで未だ見聞きしたことは ない(88)。②【施設育て直し型】産院から乳 児院に入所措置され数か月後、または児童養 護施設に措置変更され時が経過した後、里親 委託(養育里親・養子縁組里親の各場合があ る) したケースでは、里親が子育てに苦労 し、特に子どもの「親試しの行動」による「親子の絆」の形成の足踏み状態を乗り越えられないと、この状態が延々と続き、破局に至り、里親委託措置解除となるケースがかなりある。このようなケースでは、時には子どもにとって、施設養育よりも弊害が大きいこともある(89)。

以上の考え方に支えられた「愛知方式」は、名古屋市を除く愛知県内で、1982年度から2014年度末までに生後4週間以内の新生児173人を産院等から直接里親家庭に委託し、ほとんどの新生児につき、家裁から特別養子縁組成立の認容審判を得ている(90)。

3. 民間あっせん事業の長所を生かす観点の 必要性

第1に、民間あっせんに対する国家の介入 についての巨視的観点をどう設定すべきか。

ヘイズ・土生両博士は、社会の中で最も保 護を必要とする弱者である要保護児に対し、 政治学における国家の「保護理論」の二つの 方向が、どう作用すべきかを論じている⁽⁹¹⁾。 一つの方向は、社会を規制することに国家が 大規模に介入することによって国民にいっそ うの保護を与えるという見方、もう一つの方 向は社会になるべく国家が介入せず、できる だけ社会を放置することに努めることが、国 民を保護するためには一番良い方法であると いう見方である。ヨーロッパの養子政策は概 して前者の方向に向かっているという。日本 は前者と後者の中間に位置し、国が無料の養 子縁組あっせんサービスを提供しつつ、養子 縁組制度の規制については比較的自由放任的 な立場を採っているのが特徴である⁽⁹²⁾。両 博士は、日本では養子縁組を管理する権威あ る専門家が不在ではあるが、制度そのものが 硬直した偏狭なシステムになっているわけで はないと評価する⁽⁹³⁾。筆者はこの長所を生 かしつつ、日本の家裁における特別養子縁組 申立の活性化を図るべきと考える。児童相談

所という公的機関であると、民間事業者であるうと、最善の利益を享受されるべき子どもを救済し、予期しない妊娠により養育不能切実に希望する夫婦の要求に応えるためには、担当者個人の献身的な熱意が必要である。と、見事者個人の献身的な熱意が必要である。と見事が蔓延しない工夫、民間事業者が営利にを身が蔓延しない工夫、民間事業者が営利にを整える正夫こそ国家が配慮すべきと考える。記の類型で例示した民間あっせん事業者には個性を持ち、健闘していると評価できる(94)。正常に運営される限り、あっせん事業者には個性と多様性があった方が、子どもの救済に柔軟に対応できると考える。

第2に、現下の具体的観点として、民間 あっせん事業者に対する法的規制策の提案を どう評価すべきかを考えたい。議員立法をめ ざす運動として、2012年10月、奥田安弘、鈴 木博人両教授、高倉正樹記者、遠山清彦、野 田聖子両議員の共同により、「養子縁組あっ せん法試案」(以下、試案という) が公表さ れた⁽⁹⁵⁾。試案は、18歳未満の子どもについ て、要保護児であると否とを問わず、また都 道府県(児童相談所)、民間機関、私人のい ずれもであっても、養子縁組(普通、特別、 各養子縁組) あっせんを行うこと全般につい ての、総合的構想の条文案である。したがっ て、その立法の実現には、多くの難問と議論 が予想される。民間事業者に関していえば、 かなり厳しい規制を設定している。その中に は、国際養子縁組の危険な側面に着眼した妥 当な規制はあるものの、国内の特別養子縁組 についての国家介入が、民間あっせんの現場 の中で柔軟に工夫してきた方式に難問を課す 側面を否定できない。例えば、「愛知方式」 は民間あっせんの知恵を児童相談所が取り入 れつつ創造された方式である。この方式自体 において養親希望者はかなりの決意を持たな ければあっせんを受け入れがたい面があるこ

とは事実である(乳児の障害発生リスクの受 入れなど)。環の会の方式も同様である。し かし、諸外国の立法例を機械的に持ち込み、 例えば、乳児の生後3か月について生母の養 子縁組の同意を禁止したり、妊娠時の同意を 禁止し(ちなみに、現行法では、妊娠時につ いては停止条件付身分行為として無効になる のみで、事実行為自体は禁止していない)、 乳児を、乳児院に委託措置をしたり、認可を 受けた施設で民間あっせん機関自体の養育を することを義務づける規制⁽⁹⁶⁾をするなら ば、苛酷な状況に陥った乳児と生母の救済の 現場の実情に合わなくなるのは自明である(97)。 このような問題についての論争がかなり発生 することは必至である。どのような方式を とっても、長所、短所は、具体的場面で発生 する。規制策は、民間あっせんの長所、官僚 主義にとらわれない柔軟性を生かす方向を志 向すべきである。

VI 結語

以上の検討により、次のとおり総括した い。特別養子縁組の要件解釈の適用をめぐる 裁判例はあまりに公刊率が低く、もつれにも つれたレアケースといえる。それは、制度の 運用の全貌を反映していない。特別養子制度 の長所を生かし、これを活性化して時代的要 求に応えるためには、特別養子縁組審判申立 件数を増やすべく対策を講じなかればならな い。それは、法解釈や立法論の次元の問題把 握では不十分である。現行の児童擁護制度と 連動した運用論こそ大切である。必要は発明 の母という諺どおり、現行児童擁護法制のな かで厚労省自身が里親優先原則のガイドライ ンを策定し、特別養子里親の積極的活用を打 ち出すに至っている。要は現場の児童擁護行 政がどう動くかの問題である。担い手の官僚 主義と自己保身を排し、現場の創意と熱意を 育てなければならない。「愛知方式」は評価 されるべきと考える。民間の特別養子縁組

あっせんは、かなり健闘している。民間あっせんは事業者毎に個性と多様性があり、日本の家裁での特別養子縁組申立事件として、審理がきちんと行われる限り、その個性と多様性は尊重されるべきである。そのためには家裁の調査機構の充実が望まれる。民間あっせん事業者に対する今後の規制立法策定は、現場の実情に耳を傾け、民間の長所を生かすことを志向しつつ行われるべきである。

(2015年5月19日脱稿)

注

- (1) 日本家族〈社会と法〉学会第25回大会シンポジウムにおいて、湯沢雍彦教授は、婿養子、連れ子養子などの普通養子と対比し、「親に恵まれない子に適切な新しい両親を与える。これこそ本当の養子縁組で、そのほかは別の名前にしてもらいたいくらいです。」と発言している。家族〈社会と法〉25号(2009年)143頁。
- (2) 細川清『改正養子法の解説』(法曹会、1993年) は立法担当者による緻密な解説である。大森政輔「特別養子制度の創設」、米倉明、細川清編『民法等の解説と特別養子制度』(日本加除出版、1988年)31頁以下は、法制局の法案審査担当者としての巨視的解説である。わが国の立法前の貴重な研究として、中川高男『第二の自然―特別養子の光芒』(一粒社、1986年)、養子制度の近時の比較法的研究として、民商法雑誌138巻4・5号の「《特集》養子制度の国際比較研究」(2008年)および鈴木博人『親子福祉法の比較法的研究I、養子法の研究』(中央大学出版部、2014年)がある。
- (3) 厚労省 HP。
- (4) 厚労省資料 4 頁。
- (5) 宮本太郎『生活保障』(岩波書店、2009年)2頁、 13頁。
- (6) 中川高男「実子斡旋事件」、ジュリ900号記念 『法律事件百選』216頁(1988年)。
- (7) 鮫島浩二『その子を、ください31頁(アスペクト、2006年)31頁。
- (8) 鮫島前掲注(7)17頁、32頁、88頁、107頁など。
- (9) 鮫島前掲注(7)114頁、144頁。
- (10) 岩崎美枝子「わが国における養子制度の実情」

家族〈社会と法〉25号50頁〈2009年〉。

- (11) 米倉明「特別養子制度の成立をどう受け止めるべきか〈上〉| ジュリ894号55頁。
- (12) 米倉明「特別養子制度」ケ研215号 9 頁〈1988 年〉。
- (13) 米倉前掲注(11)55頁ないし58頁。
- (14) 米倉前掲注(12)16頁。
- (15) 米倉明「特別養子制度の成立をどう受け止める べきか〈中〉」ジュリ895号88頁、米倉前掲注(12)16 頁。
- (16) 厚労省資料前掲注(5)1頁。
- (17) 岩崎前掲注(11)51頁。
- (18) 鮫島前掲注(7)36頁、64頁、72頁。
- (9) 矢満田篤二、萬屋育子「『赤ちゃん縁組』で虐 待死をなくす」(光文社、2015年) [矢満田執筆部 分] 75頁(以下、特に表記しない場合は [矢満田 執筆部分] を意味する。
- 20 矢満田、萬屋前掲注(19)55頁。
- (21) 本山敦「特別養子制度20年:子どもの幸せを求めて|家族〈社会と法〉25号41頁〈2009年〉。
- (22) 床谷文雄「提言(報告のまとめをかねて)」家族〈社会と法〉25号〈2009年〉105頁、中山直子「特別養子縁組の最近の傾向」同66頁。
- (23) ピーター・ヘイズ = 土生としえ、津崎哲雄監訳・土生としえ訳「日本の養子縁組」(以下、ヘイズ = 土生邦訳という) 236頁。
- 24 髙橋聖明「特別養子縁組における実父母の同意 について一東京高裁平成14年12月16日決定(家月 55巻6号112頁)を担当して」信州大学法学論集 4号217頁(2004年)が、同審判のその後の経緯 について明らかにしている。
- (25) 制度の施行後20年の裁判例の流れについて、中 川高男「特別養子縁組裁判例の軌跡」民商法雑誌 138巻4・5号589頁(2008年)。
- (26) 厚労省資料前掲注(4)18頁。
- (27) 岩崎前掲注(10)50頁。
- (28) 厚労省資料前掲注(4)2頁。
- (29) ヘイズ = 土生邦訳前掲注(23)236頁。
- (30) ヘイズ=土生邦訳前掲注(23)232頁、233頁。
- (31) 厚労省資料前掲注(4)1頁。
- (32) ヘイズ=土生邦訳236頁後半以下。
- (33) 池上彰 = 髙橋利一対談、池上彰編『日本の大課題子どもの貧困』(筑摩書房、2015年) 28頁、29頁。
- (34) ヘイズ = 土生邦訳前掲注(23)242頁。
- (35) 厚労省資料前掲注(4)12頁。

- (36) ヘイズ = 土生邦訳前掲注(23)232頁。
- (37) ヘイズ = 土生邦訳前掲注(23)240頁。
- (38) ヘイズ = 土生邦訳前掲注(23)243頁。
- (39) ヘイズ = 土生邦訳前掲注(23)247頁。
- (40) 細川前掲注(2) 『改正養子法の解説』71頁以下に よれば、民法817条の2が、児童相談所における 縁組あっせん手続経由の前置主義を取っていない 理由は、①実体上相当性のある特別養子縁組が、 行政機関の自由裁量による非定型的行為(多数の 子どもと、多数の養親希望者の中から、縁組みの 組み合わせを抽出すること自体非定型的行為であ る)によって左右されることは妥当ではない、② 児童相談所によりあっせんを許否された場合の救 済方法がない、③児童相談所の人的、物的資源の 充実度は地域的に大きな差がある、4予定縁組に ついての調査、判定、あっせんは、それ自体サー ビス的業務であり、民法法人、社会福祉法人など の民間団体によっても適正に行うことが可能であ る。同前置主義をとれば、これら民間団体の活動 を禁止するか、民間団体の取扱事案児童相談所が 再審査しなかればならなくなる、ことにある。
- (41) 高倉正樹『赤ちゃんの値段』(講談社、2006年)、 同「養子縁組の現場を取材して」、奥田安弘・高 倉正樹・遠山清彦・鈴木博人・野田聖子『養子縁 組あっせん―立法試案の解説と資料』(日本加除 出版、2012年) 25頁以下。
- (2) 厚労省 HP「民間養子縁組あっせん事業の状況 について」(以下、事業状況資料という) 7頁。
- (43) 事業状況資料前掲注(42)5頁。
- (44) 事業状況資料前掲注(42)1頁。
- (45) 矢満田、萬屋前掲注(20)68頁。
- (46) 事業状況資料前掲注(42)3頁。
- (47) ヘイズ = 土生邦訳前掲注(23)82頁
- (48) 事業状況資料前掲注(42)5頁。
- (49) ヘイズ = 土生邦訳前掲注(23)82頁
- (50) ヘイズ = 土生邦訳98頁
- (51) 事業状況資料前掲注(42)2頁。
- (52) ヘイズ = 土生邦訳前掲注(23)134頁
- (53) 事業状況資料前掲注(42)5頁。
- 54 ヘイズ = 土生邦訳前掲注(23)114頁、115頁。
- (55) ヘイズ = 土生邦訳前掲注(23)116頁。
- (56) ヘイズ = 土生邦訳前掲注(23)114頁、122頁。
- (57) ヘイズ = 土生邦訳124頁。
- (58) 事業状況資料前掲注(42)3頁。
- (59) 事業状況資料前掲注(42)2頁。

- 60 事業状況資料前掲注(42)5頁。
- (61) 鮫島前掲注(7)19頁。
- (62) 鮫島前掲注(7)22頁。
- (63) 鮫島前掲注(7)161頁。
- (64) ヘイズ = 土生邦訳前掲注(23)162頁以下。
- (65) ヘイズ = 土生邦訳前掲注(23)163頁。
- (66) ヘイズ = 土生邦訳前掲注(23)159頁、164頁。
- (67) ヘイズ = 土生邦訳前掲注(23)163頁ないし166頁。
- (68) ヘイズ = 土生邦訳前掲注(23)174頁、175頁。
- (69) ヘイズ = 十生邦訳前掲注(23)136頁。
- (70) ヘイズ=土生邦訳前掲注(23)136頁ないし138頁。
- (71) ヘイズ= 土生邦訳前掲注(23)138頁ないし158頁。
- (72) ヘイズ=十生邦訳前掲注(23)158頁、159頁。
- (73) 原田綾子「特別養子縁組の要件としての父母の 同意」中川淳傘寿記念『家族法の理論と実務』(日 本加除出版、2011年) 314頁。
- (74) 本山前掲注(21)42頁。
- (75) 鈴木前掲注(2)309頁。
- (76) 『児童福祉六法平成27年版』(中央法規、2015年) 694頁以下に掲載。
- (77) 矢満田、萬屋前掲注(19)157頁、158頁。
- (78) 矢満田、萬屋前掲注(19)162頁ないし165頁。
- (79) 厚労省資料前掲注(4)11頁。
- (80) 池上彰 = 髙橋対談前掲注(33)95頁ないし99頁。
- (81) 厚労省資料前掲注(4)22頁。
- (82) 矢満田、萬屋前掲注(19)223頁、224頁。
- (83) 矢満田、萬屋前掲注(19)140頁。
- 84) ヘネシー・澄子『子を愛せない母、母を拒否する子』(学習研究社、2004年) 40頁以下。
- (85) ヘネシー・澄子前掲注(84)11頁。
- (86) ヘネシー・澄子前掲注(84)36頁。
- (87) ヘネシー・澄子前掲注(84)36頁
- (88) 矢満田、萬屋前掲注(19)143頁。
- (89) 矢満田、萬屋前掲注(19)144頁以下。
- 90) 矢満田、萬屋前掲注(19)224頁、304頁、305頁。
- (91) ヘイズ = 土生邦訳前掲注(23) 4 頁。
- (92) ヘイズ = 土生邦訳前掲注(23)5頁。
- (93) ヘイズ = 土生邦訳前掲注(23)35頁。
- 94 ヘイズ=土生邦訳前掲注(23300頁は、現時点では、「ほどほどに開かれたさまざまな特色をもつ機関が存在し、そのなかから機関を選ぶことが可能な」日本の養子縁組制度を評価しているともとれる。
- (95) 奥田安弘ほか前掲注(41)59頁以下に逐条解説がある。

- (96) ちなみに、日本の制度には次の①②の特徴があ る。①諸外国の立法例のように、実方親子関係の 断絶(実親の権限の停止)と養子縁組の成立を2 段階に分けて行う制度や、実方親の同意撤回を縁 組成立前の、ある時期までに制限する制度を採用 せず、実方親子関係の断絶と特別養子縁組成立と を、一つの審判で行う制度を採用している。した がって、実方親は審判確定に至るまで同意撤回が 可能とされる、②ヨーロッ養子協定や諸外国の立 法例のように、一定の日数または月数につき、生 母または実方親の特別養子縁組同意を禁止してい ない。妊娠中の同意ですら、停止条件に親しまな い身分行為として無効であるという解釈は成り立 つものの、その同意が事実行為として存在したか らといって、禁止が存在しないのだから、禁止違 反の制裁はない。実方親は審判確定に至るまでそ の同意撤回が許される。
- 97) 矢満田、萬屋注(19)221頁 [矢満田執筆部分]、 260頁 [萬屋執筆部分]。